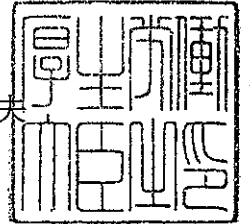


大

厚生労働省発食安第 1031003 号
平成 18 年 10 月 31 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）について、次の改正を行うこと

1. 別紙に掲げる、既存添加物 61 品目に係る 63 成分規格及び一般飲食物添加物 1 品目に係る 1 成分規格を作成すること
2. 別紙に掲げる、指定添加物 13 品目に係る 14 成分規格及び既存添加物 14 品目に係る 13 成分規格について、純度試験の見直し等の改正を行うこと



1. 新たに成分規格が作成される既存添加物（一般飲食物添加物 1 品目を含む。
〔 〕内は規格名を示す。）

アカキャベツ色素（一般飲食物添加物）、*N*-アセチルグルコサミン、5'-アデニル酸、*L*-アラビノース、イノシトール [*myo*-イノシトール]、活性白土、カードラン、カンゾウ抽出物、クチナシ青色素、クチナシ赤色素、クチナシ黄色素、 α -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア、酵素処理イソクエルシトリン、酵素処理ヘスペリジン、酵素分解レシチン、酵母細胞壁、骨炭、サイリウムシードガム、酸性白土、シアノコバラミン、シクロデキストリン [α -シクロデキストリン、 γ -シクロデキストリン]、5'-シチジル酸、焼成カルシウム [貝殻焼成カルシウム、卵殻焼成カルシウム]、しらこたん白質抽出物、ステビア抽出物、スピルリナ色素、粗製海水塩化マグネシウム、タウリン（抽出物）、タマリンドシードガム、タラガム、ツヤプリシン（抽出物）、デキストラン、トコトリエノール、*d*- γ -トコフェロール、*d*- δ -トコフェロール、トマト色素、納豆菌ガム、ナリンジン、パラフィンワックス、微小繊維状セルロース、フクロノリ抽出物、プルラン、ベタイン、ヘマトコッカス藻色素、ヘム鉄、ベントナイト、 ϵ -ポリリシン、マイクロクリスタリンワックス、マクロホモプシスガム、ムラサキイモ色素、ムラサキトウモロコシ色素、メナキノン（抽出物）、ヤマモモ抽出物、ユッカフォーム抽出物、ラカンカ抽出物、ラック色素、ラノリン、ラムザンガム、リゾチーム、*D*-リボース、ルチン酵素分解物、ルチン [エンジュ抽出物]

2. 純度試験の見直し等を行う添加物（〔 〕内は規格名を示す。）

①指定添加物

亜鉛塩類（グルコン酸亜鉛及び硫酸亜鉛に限る。） [グルコン酸亜鉛、硫酸亜鉛]、アルギン酸プロピレングリコールエステル、カルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム、クエン酸カルシウム、ショ糖脂肪酸エステル、スクラロース、*D*-ソルビトール [*D*-ソルビトール液]、ナタマイシン、ビタミンA [ビタミンA油]、ビタミンA脂肪酸エステル [ビタミンA脂肪酸エステル、ビタミンA油]、硫酸第一鉄、リン酸三マグネシウム

②既存添加物

アラビアガム、カラギナン [加工ユーケマ藻類、精製カラギナン]、カロブ

ビーンガム、キサントガム、グァーガム、ジェランガム、植物レシチン [レシチン]、トリプシン、パパイン、ブロメライン、分別レシチン [レシチン]、ペクチン、ペプシン、卵黄レシチン [レシチン]